**平成27年3月国検討会　大阪警察病院の指定に係る相乗効果説明概要**

資料４

（2015.3.13　第10回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会）

＜大阪府の主張＞

○大阪府は８医療圏ではあるが、大阪市は260万人を超える医療圏、実際的には４つの基本医療圏という形

で医療は考えているので、実質、医療圏としては11の医療圏であると認識

○地域の患者さんの占める割合も高く、拠点病院がない西部をカバーする

○がん疾患に幅広く対応し、地域医療の実績も高く、身近なところでの医療を確保するもの

○甲状腺のがん患者にも対応するなど、他の病院にはない強みがある

○指定により、成人病センターや市立大学病院の患者集中を和らげ、早期に治療を始めることが可能となるため、大阪府の死亡率の改善を図ることができる

○地域の中で救急等も受け入れており、地域に非常に根づいた病院であるため、地域連携の核にもなる

＜検討会委員の評価＞

○相乗効果が明確でなく、指定は認められない